

災害で住宅や家財に被害を受けられた方へ（雑損控除等の申告手順）

手順1 損失額の計算

雑損控除額の計算に当たっては、まず、損害金額を算出する必要があります。

損害金額は、「被災直前の資産の価額」から「被災直後の資産の価額」を差し引いて求めますが、これらの金額が分からない場合は、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。

「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」(①)を作成してください。

また、災害に関して、撤去費用や修繕費（いわゆる災害関連支出）を支払った場合は、①に加えて、「雑損失の金額の計算書」(②)を作成してください。

これらの計算書は、国税庁ホームページから出力できます。

様式名	①	②
	被災した住宅、家財等の 損失額の計算書	雑損失の金額の計算書
URL	http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/pdf/10_03.pdf	http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r02/pdf/6-200.pdf
		

手順2 確定申告書の作成・提出（令和7年1月以降）

ご自身のスマホ、タブレット又はパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、各種収入金額や各種控除金額のほか、手順1で作成した計算書の金額を「雑損控除」の画面から入力して、マイナンバーカードを使って送信します（e-Tax）。詳しくは、[こちらのマニュアル](#)をご覧ください。

なお、作成した確定申告書を印刷して、書面提出することもできます。

おって、次の書類は、郵送又は税務署の窓口にて提出してください。

申告書を e-Tax で提出する場合の送付書類	申告書を書面提出する場合の送付書類
<input type="checkbox"/> 被災した住宅、家財等の損失額の計算書 <input type="checkbox"/> 雑損失の金額の計算書	<input type="checkbox"/> 確定申告書（提出用）（※） <input type="checkbox"/> 被災した住宅、家財等の損失額の計算書 <input type="checkbox"/> 雑損失の金額の計算書 <input type="checkbox"/> 災害関連支出をしたことを証する書類（領収書など）の写し <input type="checkbox"/> その他、各種控除の添付書類

（※）令和7年1月以降、申告書の控用には収受印を押なつませんので、提出用のみを提出してください。

（郵送先は、次ページをご覧ください）

確定申告書送付先税務署一覧

県	所轄税務署	郵便番号	送付先
富山県	富山税務署	930-8606	金沢国税局業務センター富山事務室(〇〇税務署)
	高岡税務署		
	魚津税務署		
	砺波税務署		
石川県	金沢税務署	920-8526	金沢国税局業務センター(〇〇税務署)
	七尾税務署		
	小松税務署		
	輪島税務署		
	松任税務署		
福井県	福井税務署	910-8529	金沢国税局業務センター福井分室(〇〇税務署)
	大野税務署		
	敦賀税務署	914-8540	敦賀市鉄輪町1丁目7番3号 敦賀駅前合同庁舎
	武生税務署	915-8533	越前市中央1丁目6番12号
	小浜税務署	917-8511	小浜市後瀬町7番10号 小浜地方合同庁舎
	三国税務署	913-8585	坂井市三国町中央1丁目2番2号

富山・高岡・魚津・砺波・金沢・七尾・小松・輪島・松任・福井・大野税務署管内の納税者の皆様へ

富山税務署、高岡税務署、魚津税務署、砺波税務署、金沢税務署、七尾税務署、小松税務署、輪島税務署、松任税務署、福井税務署、大野税務署管内の納税者の皆様から提出された申告書の入力などの内部事務については、上記の各「業務センター」で集約処理を行っています。

申告書等を郵送等で提出される場合は、上記の各「業務センター」へ送付してください(書面の申告書等を、業務センターへ持ち込むことはできません。)

なお、上記の各「業務センター」に送付する際、送付先住所の記載は不要です。

封筒に送付先を記載される際には、「(〇〇税務署)」に所轄税務署名を記入してください。

申告書等を窓口へ提出される場合は、従前どおり所轄税務署へ提出をお願いします(所轄税務署を変更するものではありません。)